

松戸市入札及び契約の過程並びに指名停止の措置に係る苦情処理手続要領

(目的)

第1条 この要領は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)の趣旨を踏まえ、入札及び契約に関する苦情を適切に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(苦情の対象)

第2条 苦情の対象は、次の各号に掲げる方式により市が発注した建設工事及びこれに関連する業務委託(ただし、設計金額が200万円を超えない建設工事及び設計金額が100万円を超えない建設工事に関連する業務委託を除く)並びに松戸市建設工事等請負業者指名停止基準第2条第1項に基づき市が措置した指名停止とする。

- (1) 一般競争入札方式
- (2) 指名競争入札方式
- (3) 随意契約方式

2 苦情の申立て(再苦情の申立ての場合も含む)の窓口は、前項第1号から第3号までにあつては当該契約の事業を担当する課、指名停止の措置にあつては財務部契約課とする。

(苦情申立てができる者及び申立てができる範囲)

第3条 苦情申立てができる者及び申立てができる範囲は、次の各号のとおりとする。

(1) 一般競争入札方式

一般競争入札の入札参加申請をした者のうち、当該入札に入札参加資格がない旨の通知を受理した者で、資格がないとした理由に対して不服がある者は、市長に対して当該理由についての説明を求めることができる。

(2) 指名競争入札方式

対象とする入札と同一の業種に係る入札参加業者資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録のある者のうち、当該入札に参加できるものとして指名されなかったことに対して不服のあるものは、市長に対して非指名とした理由についての説明を求めることができる。

(3) 随意契約方式

対象とする契約と同一の業種に係る資格者名簿に登録のある者のうち、当該契約の相手方として選定されなかったことに対して不服がある者は、市長に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

(4) 指名停止

指名停止を受けた者のうち、当該指名停止について不服がある者は、市長に対して当該指名停止の措置についての説明を求めることができる。

(苦情申立ての教示)

第4条 市長は、一般競争入札方式にあっては一般競争入札の公告により、指名競争入札方式、随意契約方式及び指名停止にあっては掲示すること等により、苦情申立てができる旨を教示するものとする。

(苦情申立て)

第5条 苦情申立ては、次の各号に掲げる期間内に苦情申立書（第1号様式）により、市長に対して行うことができる。

- (1) 一般競争入札方式に係る苦情にあっては、入札参加資格がないと認めた旨の通知を受け取った日の翌日から起算して3日（松戸市の休日を定める条例（平成元年松戸市条例第23号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を含まない。）以内
- (2) 指名競争入札方式に係る苦情にあっては、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して3日（市の休日を含まない。）以内
- (3) 随意契約方式に係る苦情にあっては、随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して3日（市の休日を含まない。）以内
- (4) 指名停止に係る苦情にあっては、当該指名停止の期間内

(苦情申立ての回答)

第6条 市長は、前条の苦情申立てがあった場合は、同条第1項第1号から第3号までにあつては、苦情申立てをできる最終日の翌日から起算して3日（市の休日を含まない。）以内に、同条同項第4号にあつては当該申立てを受理した日の翌日から起算して5日以内に、苦情申立回答書（第2号様式）により、申立者に回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期限を延長できる。

(苦情申立ての却下)

第7条 市長は、第3条に定める申立要件を欠き又は第5条第1項の申立期間が徒過していること、その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、その申立てを却下することができる。この場合において、市長は、苦情申立てをできる最終日から起算して3日（市の休日を含まない。）以内に、苦情却下通知書（第4号様式）により、申立者にその旨を通知しなければならない。

(再苦情申立ての教示)

第8条 市長は、苦情申立回答書により、再苦情申立てができる旨を教示するものとする。

(苦情処理結果の公表)

第9条 市長は、苦情申立者に回答又は却下の通知をしたときは、苦情申立書者の提出した書面及び回答書、又は苦情却下通知書を速やかに公表する。

2 前項の公表期間は、当該回答又は通知を行った日の属する年度及びその翌年度とする。

(再苦情申立て)

第10条 苦情申立回答書を受理した申立者であつて、当該回答書による説明に不服がある者は、第3条第1号から第3号までにあつては、当該回答書を受け取った日から7日（市の休日を含まない。）以内に、同条第4号にあつては、当該指名停止の期間内に、再苦情申立書（第3号様式）により、市長に対して再苦情申立てを行うことができる。

(入札監視委員会に対する審議依頼)

第11条 市長は、前項の再苦情申立てがあつた場合は、当該申立てを却下する場合を除き、速やかに松戸市入札監視委員会条例（平成30年松戸市条例第26号）で設置する松戸市入札監視委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

(再苦情申立てに対する回答)

第12条 市長は、委員会の審議の結果を踏まえた上で、委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（市の休日を含まない。）以内に、審議結果通知書（様式第5号）により、申立者に回答するものとする。この場合において、再苦情申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を、再苦情申立てが認められたときは市長が今後講じようとする措置の概要を、申立者に対し明らかにするものとする。

(再苦情申立ての却下)

第13条 市長は、第10条に定める申立要件を欠き又は申立期間が徒過していること、その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、その再苦情申立てを却下することができる。この場合において、市長は、再苦情申立ての書面を受け取った日の翌日から起算して7日（市の休日を含まない。）以内に、再苦情却下通知書（様式第4号）により、申立者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の却下の決定を行った場合は、委員会の次の会議に報告しなければならない。

(再苦情処理結果等の公表)

第14条 市長は、再苦情申立者に回答又は却下の通知をしたときは、再苦情申立者の提出した書面及び審議結果通知書、又は再苦情申立却下通知書を速やかに公表する。

2 前項の公表期間は、当該回答又は通知を行った日の属する年度及びその翌年度とする。

(入札手続の執行)

第15条 苦情及び再苦情の申立ては、原則として、入札・契約手続の執行を妨げないものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。